

(平成24年11月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成4年3月を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成4年3月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から4年3月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額がそれ以前の標準報酬月額よりも低い額で記録されている。申立期間当時は、A社及びB社（A社の関連会社）から報酬を得ており、両社の報酬を合わせると70万円以上であった。

両社の給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険料給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する申立期間前後の給与明細書によると、申立人は、A社及び同社の関連会社であるB社からそれぞれ給与が支払われており、A社の給与から上記2社の給与合算額に見合う標準報酬月額（当時の最高等級53万円）に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成4年3月について、オンライン記録では申立人の標準報酬月額は50万円とされているが、申立人が所持する上記2社の給与明細書によると、申立人がA社の給与から控除されている厚生年金保険料

は、上記2社の給与合算額（78万9,600円）に見合う標準報酬月額（当時の最高等級53万円）に基づく額（3万8,425円）であることが確認できることから、当該期間においても申立期間前後の期間と同様の取扱いをしたことが認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、A社の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る届出について誤りがあったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成2年10月から4年2月までの期間について、申立人が所持するA社の給与明細書によると、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

申立期間の厚生年金保険の記録が空白になっているが、A社B営業所がC社に変わっただけで、同じ場所で継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D社から提出された人事記録から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務し(昭和40年10月1日にA社からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和40年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否か不明としているが、申立人と同時期にA社からC社に異動した同僚数十名に同様な被保険者期間の欠落が見られることから、事業主の届出誤りが推測され、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 長野国民年金 事案 924

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 9 月まで

申立期間について、父が私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

父から、「国民年金に加入した。保険料はうちで払っている。」と言われたことを覚えており、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 7 月頃に A 市で適用漏れによる一括適用者として払い出されたものと推認でき、それ以前に、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、当時の状況は不明である。

さらに、昭和 53 年 7 月頃の払出時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付及び現年度納付が可能であるものの、申立人は過年度納付等により申立期間の保険料をまとめて納付した記憶は無いと述べている。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年6月及び同年7月  
昭和60年5月に結婚してA市に転居し、国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料をA市役所の窓口で1か月分ずつ2回納付したはずである。  
申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号管理簿及び年金手帳受払簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月5日にA市へ一括払い出されたうちのひとつであることが確認できるところ、オンライン記録によると、申立人は、同年9月18日に厚生年金保険の被保険者資格喪失日である同年8月21日に遡って、初めて国民年金の第3号被保険者資格を取得したことが確認でき、このほか別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する年金手帳の「初めて（国民年金の）被保険者となった日」は、昭和61年8月21日と記入されており、申立期間の記録は無い。

さらに、申立人は、加入手続時において、申立期間の前に勤務していたB社においてもらったとする上記の年金手帳をA市国保年金課の窓口へ提出したと主張しているが、当該手帳における申立人の婚姻（60年5月\*日）による氏名変更は、申立期間の終りに当たり、かつC社における厚生年金保険被保険者期間中である60年7月30日に、D社会保険事務所（当時）において記録されていることが確認できることから、申立人が当該手帳をA市国保年金課の窓口へ提出したとは考え難い。

加えて、申立人は、国民年金と国民健康保険に同時に加入したと主張しているところ、申立人から提出された預金通帳によると、昭和60年7月については、C社における厚生年金保険の被保険者期間であることから、当該月の国民健康保険税分と推測される金額が還付されている一方、国民年金保険料

が還付された状況は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。